

## 公益社団法人青森県診療放射線技師会学術奨励規程

### 第1章 総則

#### (通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会が開催する学術大会に対する助成金制度について必要な事項を定める。

### 第2章 学術助成金

#### (学術助成金)

第2条 学術助成金の把握及び調整は、理事会が統括する。

### 第3章 経費及び手続き

#### (経費)

第3条 経費は、本会から支給する。

#### (区分)

第4条 助成金は、原則として所属施設又はグループに支給する。

- (1) 発表演題一連につき最高額1万円
  - (2) シンポジスト等は前号に準ずる
- 2 前項に関する税については、会計処理規程に準ずる。

#### (手続き)

第5条 前条の助成金は、理事会の承認を得たとき、支給する。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り、定める。

#### (規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。